

令和8年6月2日

浅井中学校保護者様

長浜市立浅井中学校

校長

「新たな防災気象情報」の導入に伴う非常変災時の措置について

平素は、本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年5月29日(金)から「新たな防災気象情報」が導入されたことに伴い、本校における非常変災時の措置について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「特別警報」「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合

- ・ 午前7時の時点で、県内全域または長浜市に『特別警報』『危険警報』または『暴風を含む警報』が発令されている時は、学校は臨時休業となります。
- ・ 登校後に上記警報の発表があった場合は、通学路の状況や下校時間等を考慮し、終業時間を繰り下げる等の措置をとる場合があります。
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等で「特別警報」「危険警報」「暴風警報」発令中のお知らせが出ます。確認をしてください。
- ・ 臨時休業となった場合は、安全のため生徒の皆さんは不要な外出を避けてください。

2. その他の警報が発表された場合

- ・ 「大雨警報」「氾濫警報」「大雪警報」等の場合は、原則として平常通りの登校となります。通学路等、周囲の状況を見て安全な登校を心がけてください。
- ・ 登校時間の変更等を行う場合は、きずなネットでお知らせします。

3. その他注意事項

- ・ 急な大雨による河川、ため池等の増水が心配されます。また、浅井中東側にある国道365号線のアンダーパスは、大雨により冠水することがしばしばあります。通学時に、アンダーパスの冠水が確認された場合は利用を中止し、ローソン浅井町八島店前の横断歩道を利用して登校してください。なお、通学経路途中の各地域の状況にも十分に注意をし、危険な場所には近づかないようにしてください。